

ID: 93

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	処理手数料の徴収																	
例 規 名 根 拠 条 項	長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第14条第1項																	
例 規 番 号	平成17年条例第100号																	
【根拠条文】 (処理手数料) 第14条 市は、一般廃棄物の処理に関し、別表第1に定める額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を徴収する。 2 前項の手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。 3 市長は、天災その他特別の理由があるときは、手数料を減免することができる。 4 既納の手数料は、過納又は誤納等特別の理由のあった場合を除き、これを還付しない。 【基準】 根拠条文及び長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条、第6条の規定による。 (処理手数料の徴収方法) 第5条 条例第14条第2項に規定する処理手数料の徴収方法は、次の表に掲げるとおりとする。 ただし、各期の途中において新たに収集を開始した場合又は収集を廃止した場合は、月割計算(月の途中で新たに収集を開始した場合又は収集を廃止した場合において、収集期間が15日を超えるときは、1月とする。)とする。 <table><tr><td>期別</td><td>該当月</td><td>納期限</td></tr><tr><td>第1期</td><td>4月、5月、6月</td><td>4月30日</td></tr><tr><td>第2期</td><td>7月、8月、9月</td><td>7月31日</td></tr><tr><td>第3期</td><td>10月、11月、12月</td><td>10月31日</td></tr><tr><td>第4期</td><td>1月、2月、3月</td><td>1月31日</td></tr></table> (処理手数料の減免) 第6条 条例第14条第3項の規定により処理手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を決定し、申請者に通知するものとする。				期別	該当月	納期限	第1期	4月、5月、6月	4月30日	第2期	7月、8月、9月	7月31日	第3期	10月、11月、12月	10月31日	第4期	1月、2月、3月	1月31日
期別	該当月	納期限																
第1期	4月、5月、6月	4月30日																
第2期	7月、8月、9月	7月31日																
第3期	10月、11月、12月	10月31日																
第4期	1月、2月、3月	1月31日																
備考																		
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日															